

広報支援センター等を通じてこれまでいただいた代表的な質問と回答（追加）

質問	回答
<p>＜要介護認定関係＞</p> <p>①要介護認定・要支援認定等結果通知書の理由欄にはどのような記載を行えばよいのか。 ア 要介護又は要支援と認定した場合、イ 非該当と認定した場合、それぞれに分けて示されたい。</p> <p>②準備要介護認定期間に申請が多数集中していることなどにより、審査判定に30日を超える期間を要する場合、延期通知書の延期理由にはどのような記載を行えばよいのか。</p>	<p>①要介護認定・要支援認定等結果通知書の理由の教示の程度は、一義的には市町村の判断に委ねられるが、法所定手続きに基づき適正に行われた審査判定結果に基づき、認定を行った結果であることを教示することが考えられる。</p> <p>参考までに例を示せば、</p> <p>ア 要介護又は要支援と認定した場合 「認定調査結果及び主治医の意見書に基づき審査した結果、上記認定結果に相当する状態であると認められたため。」</p> <p>イ 非該当と認定した場合 「認定調査結果及び主治医の意見書に基づき審査した結果、介護の必要性の程度が要支援又は要介護の状態のいずれにも該当しないと認められたため。」</p> <p>等の記載が考えられる。</p> <p>なお、上記認定結果通知にあわせて、参考として示した要介護度別説明用資料を添付するといった対応も考えられる。</p> <p>②延期通知書の延期理由には端的に延期が必要となった理由を示すことが考えられる。</p> <p>参考までに例を示せば、</p> <p>「準備要介護認定期間における要介護・要支援申請が多数にのぼることにより、審査判定になお期間を要するため」等の記載が考えられる。なお、延期通知書には、処理見込期間として、認定結果を通知することとなる時期の見通し（処理見込期間）をあわせて示すことが必要である。</p>